

令和2年7月に海難審判所で言い渡された裁決19件が、ホームページに掲載されました(令和2年9月)

区分	地方海難審判所（函館1、仙台2、横浜3、神戸4、広島2、門司4、長崎1、那覇2） 19件21隻	
海難種類(件)	乗揚9、衝突(単)4、衝突2、転覆2、死傷等1、機関損傷1	計19件
関係船舶(隻)	モーターボート9、漁船7、貨物船3、水上オートバイ1、作業船1	計21隻
死傷等(人)	死亡0、負傷10	計10人

上記のうち、横浜、広島両地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 東京湾中ノ瀬航路で、貨物船が航路の灯標に衝突した事例

当直航海士が海図台で予定針路を確認していて、中ノ瀬航路第3号灯標に接近する状況に気付かなかった

② 播磨灘南西部で、貨物船と漁ろうに従事している漁船とが衝突した事例

航行中の貨物船が動静監視不十分で、漁船が見張り不十分で、両船が衝突した

海難防止への
インフォメーション

① 貨物船A(432トン) 灯標衝突事件

(左方へ圧流されて中ノ瀬航路第3号灯標に接近する状況に気付かなかった)

【海難概要】 夜間、中ノ瀬航路において、千葉港に向けて航行中の貨物船A(432トン)が、同航路第3号灯浮標に衝突し、A船及び灯標にそれぞれ損傷が生じた

(関連情報)

- ・A船は、**船長が自ら操船の指揮を執らず**、二等航海士が船橋当直に就いていた
- ・付近は下げ潮により南西方に向かう弱い潮流があり、A船は、**左方に3度圧流されていた**
- ・船長は、下げ潮の時間帯で南西方に圧流されるので注意するよう、指示していた

【発生日時】

平成31年3月23日23時50分

【発生場所】

東京湾中ノ瀬航路

【死傷者】

なし

【損傷等】

A船：左舷側ブルワーク等擦過傷
 灯標：プラットフォーム、
 レーダーリフレクター等に損傷

《原因》

A船：**船位の確認が不十分であった**

- ・夜間、中ノ瀬航路を通航する場合、**船長が、自ら操船の指揮を執らなかった**
- ・二等航海士(船橋当直者)が、GPSプロッターで3号灯標との相対位置を確かめるなど、**船位の確認を十分に行わなかった**

《背景》

船長：二等航海士が、浦賀、中ノ瀬両航路を通航した経験が十分にあり、**単独の船橋当直に就いても無難に通航できると思っていた**

二等航海士：周囲に船舶がいなかったため海図台(操舵室左舷船尾側)に移動し、**錨泊予定地点までの針路を海図で確認することに気を取られていた**



【受審人】

(A船) 船長：四級海技士(航海) → 戒告
 二等航海士：三級海技士(航海) → 戒告

《懲戒》

海難防止への
インフォメーション

② 貨物船A(284トン) 漁船B(4.9トン) 衝突事件

(航行中の貨物船と、漁ろうに従事している漁船とが衝突した)

【海難概要】 播磨灘南西部において、京浜港へ向けて航行中の貨物船A(284トン)と、底びき網をえい網中の漁船B(4.9トン)とが衝突し、両船にそれぞれ損傷が生じた

(航法の適用)

- ・衝突地点付近は海上交通安全法の適用海域であるが、同法には適用できる航法規定がないので、**海上衝突予防法(予防法)**が適用される
- ・A船は航行中の動力船、B船は鼓型形象物を表示して漁ろうに従事していた漁船であるので、**予防法第18条の“各種船舶間の航法”**が適用される

《 原因 》

A船：**動静監視不十分で、B船の進路を避けなかった(主因)**

- ・二等航海士は、**衝突のおそれの有無を判断できる**よう、B船に対する動静監視を十分に行うべきであった

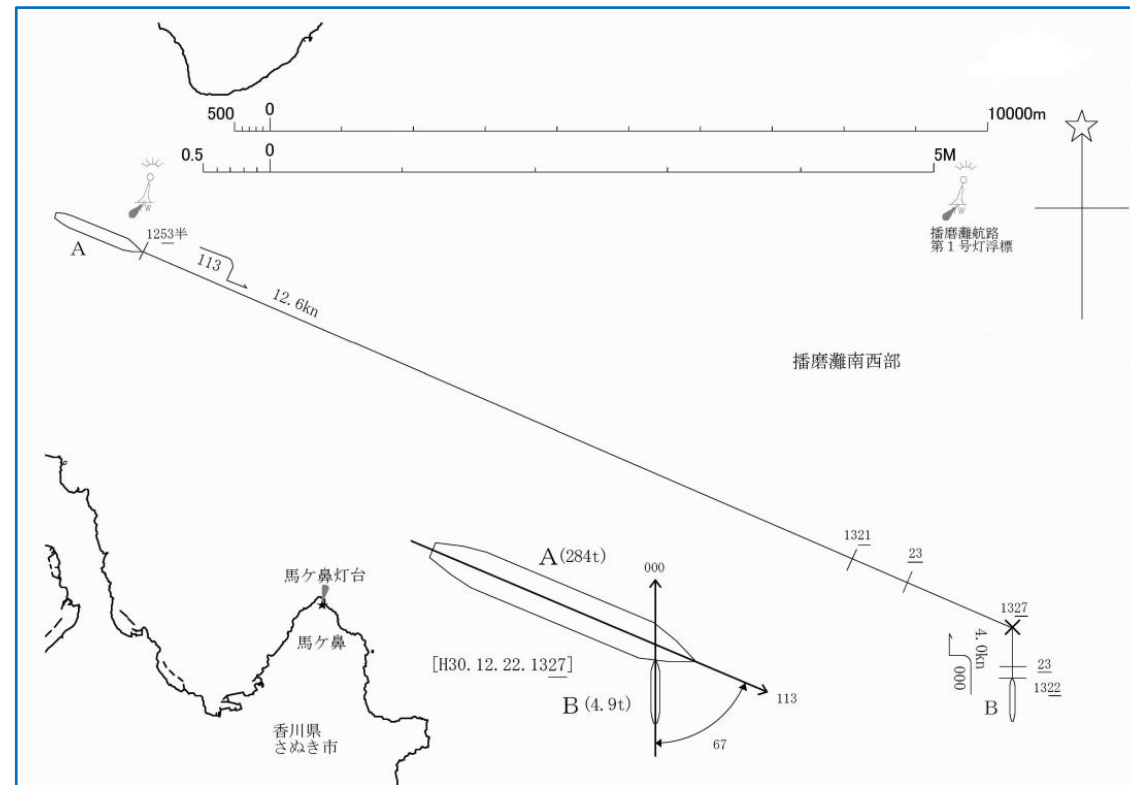
B船：**見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった(一因)**

- ・船長は、接近する**他船を見落とさない**よう、見張りを十分に行うべきであった

《 背景 》

A船：二等航海士は、B船が停留していると思って目を離し、**携帯電話の操作に気を取られ**、動静監視を十分に行わなかった

B船：船長は、船尾甲板で船尾方を向いて**漁獲物の選別作業を始め**、同作業に**気を取られ**、見張りを十分に行わなかった



【発生日時】 平成30年12月22日13時27分

【発生場所】 播磨灘南西部

【死傷者】 なし

【損傷等】 A船: 右舷船首部外板に擦過傷
B船: 船首部外板に凹損等

[受審人]

- (A船) 二等航海士：五級海技士(航海) → 1箇月業務停止
- (B船) 船長：小型船舶操縦士 → 戒告

《 懲戒 》